

【臼杵市若手漁業者事業継続支援事業交付金】

現在漁業に従事している若手漁業者が継続して事業を行えるよう、漁具等購入資金を補助し、臼杵市で漁業に従事している若手漁業者を支援します。

対象者

以下の要件を全て満たす漁業者

1. 漁協臼杵支店正組合員であること。
2. 漁協青年部に所属し、申請の日において50歳未満であること。
3. 親元就業もしくは独立経営をしていること。
4. 今後1年以上漁業を続ける予定であること。
5. 申請時に臼杵市漁業担い手育成交付金を受給していないこと。
6. 市内に住所を有していること。
7. 市税の滞納がないこと。
8. 暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

補助内容

補助金額上限:20万円(補助率1/2)

【補助対象経費】

漁船等購入費……漁船、漁船用機器等

漁業資材購入費……漁網、カゴ、ロープ、フロート、ウェットスーツ等漁業資材

※汎用性のあるもの(パソコン、プリンター等)、法令により着用義務のあるライフジャケット類、輸送費、燃料、エサ等は補助対象外

必要書類

以下の書類を揃え、期限までに提出してください。

(申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。)

□若手漁業者事業継続支援事業交付金交付申請書(様式第1号)

※漁協支店長の確認欄がありますので、まずは漁協へご相談ください。

□漁船・漁船用機器、漁業資材の見積書の写し

□市税完納証明書

※交付決定前に購入した資材等については、**交付対象外**ですのでご注意ください。

申請書提出 問合せ先

【申請期限】令和5年12月28日(木)まで

※申請書は、臼杵市ホームページからダウンロードできますが、産業観光課及び漁協臼杵支店にも準備しています。

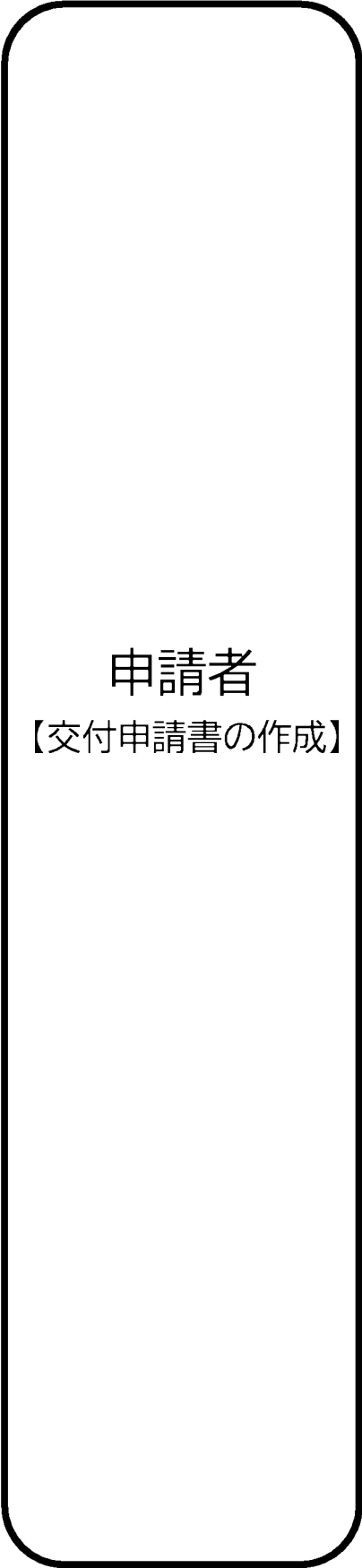
〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1

臼杵市役所 産業観光課

TEL:0972-63-1111



事業スキーム



①交付申請書
令和5年12月28日(木)まで

④実績報告&請求書
令和6年2月29日(木)まで

↑
事業実施期間
(漁具等購入)
※注意※
交付決定後に購入すること

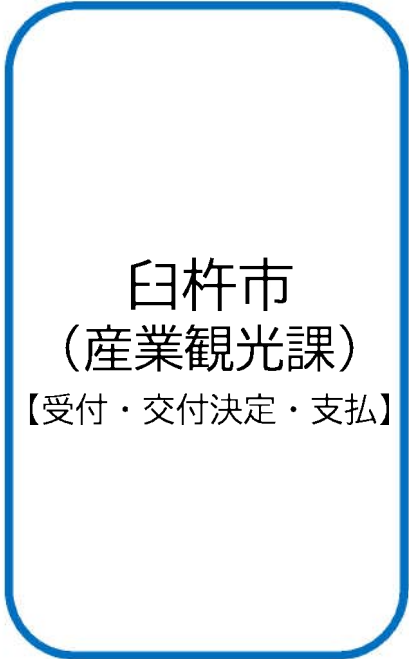
③補助金交付決定通知

⑥補助金支払



②交付申請書
市へ提出

⑤実績報告&請求書
市へ提出



③補助金交付決定通知

⑥補助金支払